

日本シュガーデコレーション協会会則

第1章 総則

(本会則の目的)

第1条 日本シュガーデコレーション協会（以下「本会」という。）は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(名称)

第2条 本会は、日本シュガーデコレーション協会（Japan Sugardecoration Association）と称する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を京都府京都市左京区下鴨梅ノ木町 71-9 に置く。

(運営会社)

第4条 本会は、有限会社 シーピーシーフーズ（京都府京都市左京区下鴨梅ノ木町 71-9）が運営するものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、女性ならではの発想力でシュガーデコレーションを創り出すことで、子育てをはじめとした対家庭、対社会において心温まるコミュニケーションが生まれ、社会貢献していくことにより、いきいきと輝ける女性を創り出し、その活動を支援していくこと、また認定講座をサポートしていくことにより、シュガーデコレーションの楽しさを社会に広めていくことを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前項の目的に資するため次の事業を行う

1. クッキーやカップケーキなどのデコレーションスイーツ作り教室の運営
2. 認定インストラクター養成セミナーの開催
3. 認定インストラクターの活動のサポート
4. デコレーションの材料・道具・包材の取扱い販売
5. テキスト・書籍・雑誌などの執筆、出版
6. イベント企画・開催
7. アニバーサリーケーキなどの受注・販売
8. その他前各号に附帯関連する事業.

第3章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の2種類とする

1. 認定インストラクター会員
認定インストラクター養成セミナー（トレーニングレッスン）の全過程を修了し、本会がインストラクターとして認定した個人。
2. 会員 本会の目的に賛同し、会員として入会した個人。

（入会）

第8条 本会に会員として入会しようとするものは入会金 3,000 円（税別）を添え、入会申込書を書面により理事会に提出する方法又はホームページ登録フォームより会員登録をする方法により、本会の承認を得るものとする。

ホームページより登録をしたものは、本会・または指定の口座へ入会金の納入をもって登録を完了するものとする。

認定インストラクターが開催する本会の定める講座を受講しようとするものは、本会に会員として入会しなければならない。入会金及び第9条に定める年会費については、本会則の定めるところにより本会指定の口座に納入しなければならない。

（会費）

第9条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、以下の会費を納入しなければならない。

1. インストラクター会員 年会費 6,000 円（1ヶ月 500 円）税別
2. 会員 年会費 2,400 円（1ヶ月 200 円）税別

尚、入会金は、初年度の会員としての年会費を含むものとし、入会金をもって翌3月31日までの会員の資格を得るものとする。

会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

（会費納入期限）

第10条 会員は、期間満了日をもって退会しようとする場合を除き、原則として翌会員期間が始まる日の前日（3月31日）までに翌会員期間の年会費を納入しなければならない。

（会員の権利）

第11条 会員は次の権利を有する。

1. 本会認定インストラクター会員は、本会の名のもと本会作成のマニュアルを使用して同等の内容の講座を開催し、インストラクターとして活動することができる。その際のレッスン代金については会員から直接支払を受けることが出来

- るものとする。
2. 本会認定インストラクター会員は、本会の開催するスキルアップレッスン及び勉強会に参加することができる。
 3. 会員は細則において定められたそれぞれの地位に応じた会員価格で商品、材料及び単発レッスンの提供を受けることができる。
 4. 認定インストラクター会員・会員は本会の主催する交流会や各種イベントに参加することができる。

(重複登録の禁止)

第12条

1. 本会で各種資格を取得した会員は、他の類似組織において同種の講師活動することはできない。
2. 他の類似組織において、講師資格を有している者で、当協会の会員になることを希望する場合、事前に本会へその旨を伝えなければならない。
3. 本会カリキュラムのレッスン受講開始後に、他の類似組織において、同種の講師としての活動を行うことを一切禁止とする。
4. 2に該当する者は、3の事項について、本会に誓約書の提出をしなければならない。

(著作権)

第13条

1. 本会の提供する作品の著作権は、本会にあるものとし、デザイン・レシピ・テキストの無断転用を禁ずる。
2. 作業工程の写真や動画をブログ・facebookなどのSNSへ掲載することを禁ずる。

(会員資格の喪失)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本会はその会員資格を喪失したものとみなす。

1. 自ら退会したとき。
2. 会員が死亡したとき。
3. 第10条に定める会費の納入期限を1ヶ月経過した日(4月30日)においてもまだ会費納入が確認されないとき。
4. 本会の名誉を傷つけ、または本会則あるいは会員としての義務に違反したとき。
5. 本会の活動方針に賛同できない旨を申し出たとき。

(退会)

第15条

1. 会員は退会の旨を協会に伝え、任意に退会することができる。
2. 認定インストラクターの資格を有する会員が退会する際には、第12条および13条に定める項目に対し、本会に誓約書の提出をしなければならない。退会後は第11条に定める権利も同時に喪失するものとし、本会インストラクターとして活動してはならない。

(再入会)

第16条 第14条、1項又は3項の理由により会員資格を喪失した者は、入会金を納入し再度会員としての資格を得ることができる。

本会を退会、会員資格を喪失した認定インストラクター会員が再入会后、認定インストラクターとしての活動を再開する際には、その旨を本会へ申請し、本会の定める課題を提出の上、本会の許可を得た場合には再度認定インストラクター会員として講座の開催をすることができる。

(抛出金品の不返還)

第17条 会員は、退会または会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を求めることはできない。

第4章 役員

(役員)

第18条 本会には次の役員を置く

1. 理事（1名以上）
2. 理事のうち1名を代表理事とする
- 3.

(役員を選任)

第19条 1.理事は、社員総会の決議によって選任する
2.代表理事は、理事の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第20条

- 1.理事は、理事会を構成し、本会則の定め及び理事会の議決、法令、定款等の定めるところにより職務を執行する
- 2.代表理事は本会を代表し、その業務を総括し、執行する。

(理事の任期)

第21条

1. 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。
4. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の解任)

第22条 理事は社員総会の決議によって解任することができる。解任に際しては社員総会の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(役員報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 会議

(理事会)

第24条

1. 理事会は毎年1回以上代表理事が招集し開催する。
2. 理事会の議長は、代表理事とする。
3. 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
4. やむを得ない事情により理事会を開催できない場合には、書面による開催に替えることができる。
5. 次の事項は、理事会に提出してその承認を受けなければならない。
 1. 会則、事業等の変更
 2. 事業計画及び収支予算並びにその変更
 3. 事業報告及び収支決算
 4. 役員を選任または解任
 5. 解散
 6. その他本会の運営に関する重要事項

(議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 会計

(経費)

第26条 本会の事業遂行に関する経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金その他の収入をもってあてる。

(予算等の承認)

第27条 本会の各年の事業計画及びそれに伴う収支予算は、理事会の承認を得なければならない。

(決算等の承認)

第28条 代表理事は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第29条 この会の事業年度は毎年4月1日にはじまり3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第30条 本会則は、理事会の承認がなければ変更できない。

(委任)

第31条 本会則に定めのない事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

制 定 平成26年 5月 9日
改訂 平成29年 4月 1日

日本シュガーデコレーション協会

事務所所在地：京都市左京区下鴨梅ノ木町 71-9 パウンドハウス京都

Tel : 075-721-1133 Fax : 075-721-1166

店舗・レッスンルーム所在地：京都市左京区下鴨本町 12-3 洛北ビル 3階

Tel / Fax : 075-711-3113

日本シュガーデコレーション協会会則 細則

(会員特典)

認定インストラクター特典

- ・ 2,000 円分の金券進呈
- ・ 本会認定インストラクターとして活動する際、その講座で必要な道具類について、特別価格での提供を受けることができる。
各品目の特別価格一覧は、認定講師トレーニングレッスンの際に配布するものとする。
- ・ コルネ用 OPP フィルムを講師特別価格にて提供。(1ロット 2000 枚)
- ・ カルピスバターを講師特別価格にて提供。(15%off)
- ・ 商品代金 10% off (一部除外品あり) にて提供。
- ・ 基本材料 (下記参照) をインストラクター会員特別価格 (15%off) にて提供。
対象商品：粉砂糖・メレンゲパウダー (Wilton)・コルネ用 OPP フィルム
アイシングカラー (Wilton)・カップケーキ (冷凍販売)
カルピスバター

会員特典

- ・ 2,000 円分の金券進呈
- ・ 商品代金 10% off (一部除外品あり)